

あなたの事業所から出る事業系ごみの処理方法について

事業系ごみ(事業系一般廃棄物)の処理方法をご存知ですか。

『事業系ごみは家庭ごみの集積所に出せません』

収集運搬許可業者に収集を委託するか、自己処理(自ら処理施設等へ搬入する)など適正処理にご協力ください。※廃棄物処理法第3条(事業者の責務)

ごみの減量化と資源化は、21世紀に向かってみながら取り組んでいかなければならない問題です。事業所も地域社会の一員として、例外ではありません。ご協力をお願いします。

本組合においては、容器包装リサイクル法に基づき、ごみと資源物の分別は次の3分別です。(事業所の方が、大阿蘇環境センターへ未燃館に搬入できる種類)

- ①可燃ごみ ②びん・缶 ③ペットボトル
- これにより、事業者のみならず、この3分別により排出していただきます。
- また、段ボール・新聞・雑誌などの古紙類(資源物)は、可燃ごみには排出できませんので各々リサイクルに回してください。

事業所とは・・・

- 電気店・旅館・ホテル・商店・飲食店・会社・工場・農業・病院・理美容院など、物の生産、販売やサービスの提供などの業を営んでいる所はすべて事業所になります。

あなたの事業所のごみは、どのように処理していますか。

事業系ごみの処理方法には、『許可業者に委託する方法』と『大阿蘇環境センター未来館に直接持ち込む方法』があります。

『許可業者に委託する方法(有料)』

それぞれの事業所が許可業者と委託契約し、排出することが事業系ごみの基本的な処理方法です。排出時間・曜日、排出場所、排出方法などは、許可業者との契約内容により異なりますので、相談の上、取り決めてください。

『大阿蘇環境センター未来館に直接持ち込む方法(有料)』

事業者が自分で直接、大阿蘇環境センター未来館に持ち込むことができます。※業務用指定袋(緑色)に分別して入れて出すこと、持込できるもの

- ①可燃ごみ ②びん・缶 ③ペットボトル

持ち込める日時
平日は午前8時半～午後4時半まで
第4土曜日及びびん・缶の祝祭日は午前8時半～午前11時半まで

手数料 10キログラムにつき50円
※休日 土・日曜日(第4土曜は除く)、年末年始

※事業所から出た、不燃ごみ・粗大ごみ・処理困難物・危険物・有害物は持ち込むことはできませんので、許可業者に委託するか、専門の処理業者に依頼してください。

お問い合わせ先
阿蘇広域行政事務組合環境衛生課
TEL 24-53353

※大阿蘇環境センター未来館から配布された「リサイクルについてのお知らせ」も併せてご覧ください。

汚泥再生処理センター(仮称)の名称を募集します!



汚泥再生処理センターとは

平成19年3月に完成予定のこの施設は、1日の処理能力91k1で、阿蘇市、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村から排出される、し尿や浄化槽汚泥などを適正処理して水質保全を行うとともに、余剰汚泥は堆肥化して造粒・袋詰めしたものを地域の皆さんに再利用していただく循環型のシステムを備えた最新の施設となります。また、設備全体を建屋内に納めて臭気等を外に出さない密閉型の施設となり、施設景観も従来のイメージを一新するものとしております。



▲阿蘇広域行政事務組合汚泥再生処理センター(仮称)完成予定図

【応募方法】

官製はがき(電子メール可)により、施設の名称・名称の由来・住所・氏名・年齢(学生の方は学校名及び学年)・電話番号の順に記載してください。

【応募対象者】

どなたでも結構です

【募集期間】

平成18年10月31日(火)まで

【表彰】

最優秀賞1点:賞状および副賞
※副賞として記念品または商品券(50,000円相当)
※採用作品の表彰については汚泥再生処理センター(仮称)竣工記念式典時に行います。

【問い合わせ及び応募先】

〒869-2236 阿蘇市跡ヶ瀬177番地
阿蘇広域行政事務組合 環境衛生課
TEL 24-53353
メール yuzo-koiki@aso.ne.jp